

指宿市
部活動の在り方に関する方針



令和2年1月
指宿市教育委員会

目 次

はじめに	1
1 本方針の趣旨	2
2 適切な運営のための体制整備	2
(1) 部活動に係る活動方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	3
4 適切な休養日等の設定	4
(1) 休業日の設定	
(2) 活動時間の設定	
(3) 休養日・活動時間の運用について	
5 生徒のニーズを踏まえた部活動の環境の整備	5
(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置	
(2) 地域との連携等	
6 学校単位で参加する大会等の見直し	7
おわりに	7

はじめに

学校教育の一環として教育課程との関連を図りながら行われる部活動は、スポーツや芸術文化等に興味・関心のある生徒が、スポーツや芸術文化等を通して交流したり、より高い水準の技能や記録に挑戦したりする中、スポーツや芸術文化等の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心の育成等が図られる活動です。

また、部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ることができるとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、大きな教育的意義を持っています。

さらに、生徒がスポーツや芸術文化等を楽しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフや創造性の涵養を実現する資質・能力を育むとともに、バランスのとれた心身の成長と充実した学校生活を送ることができるようにすることも重視する必要があります。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により教育等に関する課題が複雑化・多様化により、部活動については、次のような課題が挙げられます。

- 練習の過熱化による生徒の健康の保持増進や成長への悪影響があること
- 長時間の活動による生徒のバランスのとれた生活への悪影響があること
- 従前と同様の運営体制では維持が難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にあること
- 部活動の指導時間が、教職員の長時間勤務の一因となっていること

このような課題は、全国的にも同様の状況にあり、部活動の在り方の改革に向けて、平成 30 年 3 月、スポーツ庁において、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定されました。また、このガイドラインに則り、鹿児島県教育委員会は、平成 31 年 3 月に「部活動の在り方に関する方針」を策定しました。

指宿市教育委員会としても、効果的・効率的な活動となるように、活動内容の質を向上させる考え方へ、部活動の在り方を見直していかなければならないと考え、「指宿市部活動の在り方に関する方針」を策定しました。

本方針を踏まえ、各学校が、部活動の望ましい指導・運営に関する校内体制を構築するとともに、本市の生徒が、心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフ・豊かな心や創造性の涵養を実現するための資質・能力を育み、バランスのとれた学校生活を送ることにより、「健幸のまち指宿市」の実現を目指すものであります。

1 本方針の趣旨

- 部活動を通して、生徒の確かな学力，豊かな心，健やかな体のバランスのとれた「生きる力」を育み，心豊かでたくましい生徒を育てること。
- 部活動を通して，生徒がスポーツや芸術文化等を楽しむことで，生涯にわたって心身の健康を保持増進し，豊かなスポーツライフ，豊かな心や創造性の涵養を実現する資質・能力を育むとともに，バランスのとれた心身の成長と充実した学校生活を送ることができるようにすること。
- 部活動が，生徒の自主的，自発的な参加により行われ，学校教育の一環として教育課程との連携を図り，合理的かつ効率的・効果的に取り組むこととし，各学校においては，生徒の自主性・自発性を尊重し，部活動への参加を義務付けたり，活動を強制したりすることがないように，留意すること。
- 学校全体として，部活動の指導・運営に係る体制を構築し，教職員がより生徒と向き合える学校体制をつくること。
- 部活動の指導については，生徒の人権に十分に配慮するとともに，体罰はいかなる場合にも行ってはならないものであり，違法行為であるのみならず，生徒の心身に深刻な影響を与える行為であることを改めて認識し体罰等を絶対に行わない適切な指導に取り組む必要があること。
- 本方針は，義務教育である中学校段階の部活動を主な対象とすること。
- 本方針の基本的な考え方は，高等学校段階の部活動についても本方針を原則として適用し，速やかに改革に取り組むこと。その際，高等学校段階では，各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意すること。
- 小学校段階においても，学校教育の一環として行われる文化等の活動については，学校において，児童の発達の段階や教師の勤務負担軽減の観点を十分に考慮し，休養日や活動時間を適切に設定する必要があること。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動に係る活動方針の策定等

ア 校長は，「指宿市部活動の在り方に関する方針」に則り，毎年度，「学校の部活動に係る活動方針」（以下「学校の方針」という。）を策定する。

イ 校長は，本方針に則り，部活動顧問に年間指導計画（活動日，休養日及び参加予定大会の日程等）を作成・提出させる。

ウ 部活動顧問は、年間活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時、場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

エ 校長は、「学校の方針」並びに「年間活動計画」を学校のホームページ等への掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教職員の数等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、毎年度検討し、適正な数の運動部及び文化部を設置する。

イ 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるように留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、年間・毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツや文化芸術等の活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

エ 市教委は、部活動顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

オ 市教委及び校長は、教職員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日 付 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

市教委、校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」等に則り、次の点が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、指導・是正を行う。また、市教委及び校長は、部活動顧問に対して、中央競技団体や部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引や、本県が策定した「運動部活動の手引一部改訂版」（平成 29 年 3 月）等を活用することを働き掛け、適切な指導を行う。

- ア 生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防，バランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）。
- イ 事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）。
- ウ 体罰・ハラスメントの根絶。
- エ スポーツ医・科学の見地をもって，トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること。また，過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め，必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解させること。
- オ 生徒の体力及び芸術文化等の能力を向上させながら，生涯を通じてスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培い，生徒とコミュニケーションを十分に図り，それぞれの目標を達成できるようにすること。その際，競技種目・分野の特性等を踏まえた科学的（合理的でかつ効率的・効果的）なトレーニングの積極的な導入等により，休養を適切に取りつつ，短時間で効果が得られる指導を行うこと。
- カ 専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し，発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。また，生徒自身が自分の体調等に応じた活動について部活動の指導者と意見の交換ができる雰囲気づくりを行うこと。
- キ 部活動の指導者は，生徒主体のキャプテン等会議や各部活動ごとのミーティングを定期的に設けるなど，生徒の主体性を尊重し，生徒とともに学び合う関係性を構築し，生徒の健全な成長を目指した指導を行うこと。
- ク 目先の勝敗や技能向上，行き過ぎた勝利至上主義にとらわれることなく，体力や技能の程度，性別や障害の有無等にかかわらず，スポーツや芸術文化等の多様な楽しみ方ができるよう配慮をすること。

4 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については，成長期にある生徒が，教育課程内の活動，部活動，学校外の活動，食事，休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう，スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究結果や健全な心身の育成の意義も踏まえ，以下の(1)，(2)を基準とする。

(1) 休業日の設定

ア 学期中の休業日

- (ア) 学期中は，週2日以上 of 休養日を設ける。
- (イ) 平日は少なくとも1日，土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。
- (ウ) 週末に大会参加等で活動した場合は，原則として，休業日は他の週休日に振り返る。

(エ) 祝日、休日は、週末と同じ扱いとする。

イ 長期休業中の休養日

学期中に準じた扱いとする。

ウ 休養期間の設定

- (ア) 定期考査期間や大会終了後等を活用し、学期中に休養期間を設けることに努める。
- (イ) 生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、夏季休業中や年末年始などの学校閉庁日と連続させるなど、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (ウ) リフレッシュウィークは、原則として、休養日とする。

(2) 活動時間の設定

ア 学期中の平日の活動期間

長くとも2時間程度とする。

イ 学校の休業日（学期中の週末、祝日、休日、長期休業中の平日を含む）の活動時間

長くとも3時間程度とする。

(3) 休養日・活動時間の運用について

ア 市教委は、2の(1)に掲げる部活動の方針の策定に当たっては、スポーツ庁及び文化庁のガイドラインに則り、本方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記イに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 校長は、2の(1)に掲げる学校の方針の策定に当たっては、スポーツ庁及び文化庁のガイドラインを踏まえるとともに、本方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。

また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ 部活動の指導の際は、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、万全の安全対策を講じる。

5 生徒のニーズを踏まえた部活動の環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであることを踏まえ、

生徒の多様なニーズに応じた活動等を行うことができるよう、適切な部活動の設置を検討する。

(7) 運動部

校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子の約2割が60分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、顧問や活動場所等の確保など可能な範囲において、生徒の多様なニーズに応じた活動を安全に行うことができる運動部の設置について検討する。

(イ) 文化部

校長は、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等生徒が参加しやすいような多様なレベルや多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部の設置について検討する。

【具体的な例】

〔生徒のニーズを踏まえた部活動の例〕

- ・ 季節ごとに異なるスポーツや芸術文化等の活動を行う活動
- ・ 競技・大会志向でなく友達と楽しみながらレクリエーション志向で行う活動
- ・ 体力づくりを目的とした活動
- ・ 音楽、合唱、演劇、放送などを融合した合同部での活動等

〔部活動の設置を検討する際の配慮事項の例〕

- ・ 学校における部活動設置数は、生徒の安全な活動や部活動の指導者の負担軽減等を図るために複数の顧問を配置できるよう考慮する。
- ・ 事故防止の観点から、使用する時間帯の調整等により安全な活動場所が確保できるよう配慮する。

イ 市教委は、関係団体・機関等と連携を図り、単一の学校では特定の競技の運動部又は分野の文化部を設けることができない場合には、生徒の部活動の機会が損なわれることがないように、複数校による合同部活動等の取組について検討する。

【具体的な例】

- ・ 関係団体・機関等と連携を図り、拠点校を設置する。

ウ 校長は、部員数の減少等に伴い、大会等に出場する人数を満たさなくなった場合は、生徒の活動機会が損なわれることのないよう、複数校合同チームや合同練習などの取組について検討する。

(2) 地域との連携等

市教委及び校長は、生徒の活動環境の充実のため、学校と地域が共に生徒を育てるという視点に立ち、保護者や地域の理解と協力を得つつ、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携等の検討に努める。

ア 市教委及び校長は、生徒のスポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する

観点から、学校や地域の実態に応じて、体育館、社会教育施設、文化施設の活用や地域の人々の協力や、スポーツ団体・芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツや芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

イ 市教委は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツや芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設開放を推進する。

ウ 市教委及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境や芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

エ 顧問は、年度当初の保護者会等を通じて担当する部活動に係る活動方針や年間の活動計画等について保護者等に理解と協力を得る。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

- (1) 年間の大会数については、原則として12回を上限とする。ただし、中体連主催の大会（地区・新人）、地区や県及び九州の代表として上位大会に参加する場合は、上記の12回に含まない。
- (2) 校長は、生徒にとっての教育上の意義並びに生徒及び顧問の負担を考慮して、練習試合等を計画するよう努める。練習試合に関しては、基本的に3時間程度で計画する。やむを得ず4時間を超える練習試合を行う場合は、事前に校長に届けることとし、原則として前後の週で土日両日も休養日とする。
- (3) 校長は、県中学校体育連盟など県の部活動に関わる組織及び市教委が定める上記の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動の指導者の負担が過度としないことを考慮して、学校として参加する大会等を精査する。

おわりに

この方針は、本市において適切で持続可能な部活動の運営体制を、全ての学校で構築するために必要なことを定めたものです。

部活動については、本方針を基に、市教委や関係機関、学校、生徒や保護者、また、地域や関係団体等、部活動に関わる全ての人々が、これからの部活動について考え、各学校の実態に応じて、効率的で効果的な部活動が行われるように工夫し、生徒一人一人を主人公とした部活動の推進を図ることとします。